

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、福島県喜多方建設事務所(以下「県」という。)が発注する建設工事及び工事監理を行う受託工事における事故の発生を未然に防止し、かつ就労者の安全、衛生及び作業環境の向上を図るための自主的活動を促進し、もって建設工事の円滑なる進捗に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、別に定める「福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会 公共工事安全推進計画」に基づき事業を行う。

(構成)

第4条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福島県建設業協会喜多方支部及び猪苗代支部の会員にある者
 - (2) 県が発注する建設工事を受注した請負業者(前号の者を除く)
 - (3) 別表第1に掲げる職にある者
- 2 前項第2号の者の会員たる資格を有する期間は、県と工事請負契約を締結した時から当該工事完了後初めて開催される年度始めの総会までとする。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 別表第2に掲げる職にある者

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、本会の事業に関する企画及び立案並びに記録を行う。

(役員選任)

第7条 会長は、福島県喜多方建設事務所長をもって充てる。

- 2 副会長は、福島県建設業協会喜多方支部長及び猪苗代支部長をもって充てる。
- 3 幹事は、会員のうちから会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期とする。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、別表第3に掲げる職にある者を、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により、会議に出席し意見を述べるることができる。

(総 会)

第 10 条

総会は、毎年度始めに会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を召集する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は改正
- (2) 事業計画の承認
- (3) 事業計画および報告
- (4) その他本会に関する重要な事項

3 総会の議長は、会長がその任にあたる。

4 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。

5 総会の議事は、出席した会員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹 事 会)

第 11 条

幹事会は、幹事で構成する。

2 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを、指名する。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 総会に提出する議案の予備審議
- (2) 第3条に掲げる事業の実施に関する事項
- (3) その他必要と認められた事項

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事業年度)

第 12 条

本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(事 務 局)

第 13 条

本会の事務局は、福島県喜多方建設事務所、福島県建設業協会喜多方支部に置く。

(その 他)

第 14 条

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成7年12月20日から施行する。

この規約は、平成11年6月18日から施行する。

この規約は、平成17年7月8日から施行する。

この規約は、平成19年10月25日から施行する。

この規約は、平成20年10月28日から施行する。(第15条の第1項)

この規約は、平成21年5月28日から施行する。

この規約は、平成22年5月25日から施行する。(第4条第1項(3))

この規約は、平成27年6月12日から施行する。(第3条)

この規約は、平成28年6月10日から施行する。(第5条第1項(3))

別表第1 第4条第1の(1)、(2)以外の会員

役 職 名	所 属	職 名	備 考
会 員	喜多方建設事務所	所 長	
〃	〃	次 長	
〃	〃	企画管理部長	
〃	〃	事業部長	
〃	〃	建築住宅部長	
〃	〃	企画調査課長	
〃	〃	管理課長	
〃	〃	専門技術管理員	
〃	〃	道路課長	
〃	〃	河川砂防課長	
〃	〃	猪苗代土木事務所長	
〃	〃	猪苗代土木事務所業務課長	
〃	〃	大峠・日中総合管理事務所長	

別表第2 第5条第1項の関係

役 職 名	所 属	職 名	備 考
幹 事 長	福島県建設業協会 喜多方支部	副支部長	
副幹事長	福島県建設業協会 猪苗代支部	〃	
幹 事	喜多方建設事務所	次 長	
〃	〃	事業部長	
〃	猪苗代土木事務所	所 長	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	理 事	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	技術委員	
〃	福島県建設業協会 猪苗代支部	〃	
事 務 局	喜多方建設事務所	河川砂防課長	
〃	福島県建設業協会	喜多方支部、猪苗代支部	

別表第3 第9条関係

所 属	職 名	備 考
喜多方労働基準監督署	署 長	
会津労働基準監督署	〃	
喜多方警察署	〃	
猪苗代警察署	〃	